

意見書案 (令和2年6月定例議会)

No.	件名	提出党派	頁
1	黒川弘務・前東京高検検事長の定年延長を決定した閣議決定の無効・撤回並びに法の支配回復を求める意見書(案)	日本共産党	1
2	都立病院の独立行政法人化の撤回と新たな感染症対応の医療体制充実を求める意見書(案)	日本共産党	2
3	防衛予算を徹底的に洗い直し、コロナ対策費に回すことを求める意見書(案)	日本共産党	3
4	米軍辺野古新基地建設断念を求める意見書(案)	日本共産党	4
5	カジノを含む統合型リゾート(IR)誘致計画からの撤退を求める意見書(案)	日本共産党	5
6	新型コロナウイルス感染者との接触通知アプリの運用におけるプライバシー保護を求める意見書(案)	市民の広場	6
7	少年法の適用年齢の引き下げについて慎重な議論を求める意見書(案)	市民の広場	7
8	種苗法一部改正案の慎重審議を求める意見書(案)	市民の広場	8

黒川弘務・前東京高検検事長の定年延長を決定した閣議決定の無効・撤回並びに法の支配回復を求める意見書(案)

安倍内閣は5月22日の閣議において、黒川弘務・前東京高検検事長が麻雀賭博を行っていたことが露見し提出した辞表を受理し、辞職を認めました。

黒川氏は安倍内閣の閣議決定により法律の解釈を変更することによって定年延長を認められた検察官でした。検察官は行政官であるものの、起訴権限を基本的に独占し、刑事司法において首相や政府高官の犯罪さえ立件しうる重要な機能を担っています。そのため一般通則としての国家公務員法とは別に、特別法である検察庁法で定年を定めているのです。

ところが法務大臣は定年延長の根拠について国会で「特別法と一般法の関係で、一般法たる国家公務員法が適用されるという解釈をとった」と答弁し、従来の政府の法解釈を閣議決定で変更したと繰り返しています。このような答弁は「特別法は一般法に優先する」との初歩的な法理を無視するものであり、国会答弁として成り立たないばかりでなく、権力分立と人権保障を基礎とする近代国家を形成するための諸国民の不断の努力とその結果、獲得され到達した基本的な法原則を喪失させ、歴史を逆行させるものと言わねばなりません。

安倍内閣は安保健制に先立って集団的自衛権の行使を容認する際にも閣議決定で行った経緯があります。このように国会・立法権でしかできないことを、憲法の大原則まで変えて、閣議で決めてしまう政治手法が横行することは、もはや法治国家とは言えない事態です。加えて、一般国家公務員の賭博行為については懲戒処分されているケースがある一方、賭博行為が露見した黒川氏については懲戒処分権限を持つ内閣が了承した訓告に留まっており、法の下での平等原則に違反しています。

よって、文京区議会は国と国会に対して、現下の国政運営に対して推移を見守るとの態度に終始することは許されないとの自覚に立ち、下記について、要望します。

記

1. 黒川弘務・前東京高検検事長の定年延長を決定した閣議決定は違法無効であり撤回すること。
2. 黒川弘務・前東京高検検事長の賭博行為についての再調査と訓告処分の撤回を行い、内閣として懲戒処分を遡及して行うこと。
3. 検察庁法改正案は一括提出された国家公務員法改正案と切り離し廃案にすること。
4. 政府は基本的法原則や権力分立、法の下での平等をはじめとする法の支配に基づく国政を喪失させていることを猛省し回復させるとともに、国政が国民の厳粛な信託に基づくものであること学びなおすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣

文京区議会議長名

法務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

都立病院の独立行政法人化の撤回と 新たな感染症対応の医療体制充実を求める意見書（案）

東京都は3月31日、都立病院、公社病院の地方独立行政法人化を進める「新たな病院運営改革ビジョン」を公表し、すべての都立8病院と都保健医療公社の6病院を、2022年度内をめどに地方独立行政法人化する方針を決めました。ビジョン素案には3月末までに都民から「不採算な行政的医療が削られることを危惧する」など、1,511件の意見が寄せられました。

この独法化の目的は東京都の財政支出の削減にあります。国は「地方独立行政法人化法」で、3～5年の中期計画期間ごとに業務や組織の廃止を含む見直しを行うとしており、このまま進めば、財政支出削減で現在都立病院等が行っている感染症、小児、救急、周産期医療など、民間では対応が難しい不採算の行政的医療は後退してしまいます。

今、新型コロナウイルス感染症対策の最前線に立っている都立駒込病院、墨東病院や保健医療公社の豊島病院、荏原病院の4病院は、都内にある厚生労働省感染症指定医療機関の指定病床数の68%を占めています。感染症や周産期・救急医療など、専門性が高く採算が困難な「行政的医療」を担っているのが都立・公社病院です。

厚労省は4月22日、中央社会保障推進協議会など6団体による要請の場で、病院統廃合の要請リストの指標に感染症対策が含まれていなかったことを認めました。しかも、新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波が予想される最中に、今年9月までに都立病院統廃合の結論を出せという期限を残したままなのは大問題です。

今コロナ禍の中で、行政的医療の充実こそが求められています。よって、文京区議会として、厚生労働省と東京都に対し、今進められようとしている都立病院等の独立行政法人化による統廃合やベッド削減方針を白紙に戻すとともに、新たな感染症対応の医療体制充実を強く求めるものです。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

厚生労働大臣
東京都 知事

宛て

防衛予算を徹底的に洗い直し、コロナ対策費に回すことを求める 意見書(案)

新型コロナウイルス感染症に対応する第2次補正予算案が示され、患者を受け入れる医療機関などに交付される「緊急包括支援交付金」は、国会論戦での指摘と国民世論で1次補正の1,490億円に2兆2,370億円を積み増すことになりましたが、引き続き医療体制の強化と国民生活への支援・補償がいっそう重要になっています。医療体制の強化にも、暮らしと経済の立て直しにも、さらに多くの予算が必要なのは明らかです。そのために安倍晋三政権は、財源確保には知恵を絞ることが重要です。しかし、第2次補正予算案でも今年度予算本体の防衛費などには手付かずです。

韓国の国会は4月末、新型コロナウイルス感染拡大に対処する第2次補正予算として、軍事費を9,897億ウォン(約850億円)削減し、全世帯に「緊急災害支援金」を支給する財源に充てました。削減されたのはF35戦闘機や海上作戦ヘリコプター、イージス艦などの事業です。命と暮らしに関わる新型コロナウイルス感染症対策の財源を捻出するために軍事費削減にまで踏み込んだのは、注目すべき動きです。

またアメリカ下院議員からも、「戦争よりも救援策、爆弾よりも検査が必要」との声があがり、国防費を削減する書簡案が下院軍事委員長あてに提出されています。

一方、日本は史上最大規模に膨らんだ5兆円を超す防衛費に一切手を触れようとしていません。5兆円を超す防衛費には、F35戦闘機をアメリカから“爆買い”する1,000億円もの予算や、海上自衛隊の護衛艦「いずも」を事実上の空母に改修する予算などが含まれています。イージス・アショアは、米政府の見積もり次第で価格が決まる「対外有償軍事援助」(FMS)などで調達され、日本配備にかかる総経費は1兆円を超える可能性もあると指摘されています。

安倍政権は、これらの不要不急の予算の削減と、イージス・アショアの配備計画自体を撤回して、その財源は新型コロナウイルス感染症対策に回し、コロナ禍に苦しむ国民への医療体制強化などのために使うことを決断すべきです。

よって、文京区議会は、国と国会に対して、防衛予算を徹底的に洗い直し、新型コロナウイルス感染症対策費に回すことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日
内閣総理大臣
防衛大臣
衆議院議長
参議院議長

文京区議会議長名

宛て

米軍辺野古新基地建設断念を求める意見書（案）

沖縄県の米軍普天間基地（宜野湾市）に代わる新基地建設先とされる名護市辺野古沿岸部に軟弱地盤が広がっている問題で、安倍政権は4月21日、地盤改良工事の追加に伴う、埋め立ての設計変更を県に申請しました。県は前日の20日に新型コロナウイルス感染者の急増を受け、独自の緊急事態宣言を出したばかりです。玉城デニー知事が「県を挙げて新型コロナウイルスの感染拡大防止の対策を進めている時期だ。（政府は）現下の状況を全く理解しておらず、断じて容認できない」と批判したのは当然です。

県では、新型コロナウイルス感染症の対応に忙殺され、辺野古の新基地建設に関わる作業員にも新型コロナウイルス感染者が出て、工事も中断を余儀なくされている中での設計変更の申請は「不要不急」の最たるもので、県民の命を軽視するものです。

安倍政権が設計変更の申請をしたのは、埋め立て予定地の海底に「マヨネーズ並み」とされる軟弱地盤の存在が明らかになったためです。軟弱地盤が海面下90メートルにまで達する地点もあります。

防衛省は追加の調査を拒否し、設計変更にも反映していません。専門家は「工事を強行すれば護岸が崩壊する恐れがあり、工事は破綻する」（立石雅昭・新潟大学名誉教授＝地質学）と警告しています。

防衛省が設置した技術検討会は、同省が提出した説明資料に20カ所もの誤りがあったにもかかわらず、それを見逃した上、問題にしようとしません。環境監視等委員会も、地盤改良工事で約7万1,000本の杭（くい）を海底に打ち込むのに、新たな環境影響評価は必要ないとする同省の判断を容認しています。「新基地建設ありき」の迫認機関にすぎません。

河野防衛相は「普天間飛行場の危険性の除去を一日も早くということは沖縄県も国も思いは同じ」と述べましたが、防衛省自身、辺野古の新基地完成には約12年かかるとしており、普天間基地の「一日も早い危険性の除去」につながらないことは明白です。安倍政権が「一日も早く」と真剣に考えているのなら、新基地建設を断念し、普天間基地の閉鎖・撤去を米国に求める交渉を始めるしか道はありません。

よって、文京区議会は、国に対し辺野古新基地建設を断念するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

防衛大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

カジノを含む統合型リゾート（IR）誘致計画からの撤退 を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大が、カジノを含む統合型リゾート施設（IR）の整備計画を直撃しています。横浜市が誘致を目指すIR運営事業者の有力候補であった、米カジノ大手のラスベガス・サンズのアデルソン最高経営責任者（CEO）が5月12日付の声明で日本進出からの撤退を表明しています。横浜市はIR事業の要件を定める実施方針の公表を6月から2カ月延期しました。

他にも、大阪府・市では4月に予定していた事業者の提案書類の提出期限を3カ月延期したものの、2025年の大阪・関西万博前の開業に間に合わない見通しです。長崎県では、今夏ごろまでの募集要項公表が先送りされる可能性があります。

政府においても、計画の選定基準などを盛り込むIR基本方針の策定は大幅に遅れています。いまだ現行案に変更はないとし、推進の姿勢を崩していません。

新型コロナウイルス感染症の影響で大規模な集客ができない状況が続けば、IRの採算性も見込めません。コロナ禍で国民が苦しむ今こそ、政府や自治体はカジノを含む統合型リゾート施設（IR）の誘致計画から撤退すべきです。

よって文京区議会は、不要不急の計画に多額の予算を投じることは見直し、新型コロナウイルス感染症への緊急対策の拡充と迅速な対応に知恵と力を結集するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

経済産業大臣

新型コロナウイルス感染者との接触通知アプリの運用における プライバシー保護を求める意見書（案）

政府は新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、感染者と濃厚接触した可能性を知らせるスマートフォンアプリの立ち上げに取り組んでいます。アプリは、スマートフォンに搭載された Bluetooth 機能を活用し、PCR 検査で陽性と診断された他のユーザーと 1 メートル以内に 15 分以上一緒にいたユーザーに対し、それを通知する仕組みで、プライバシーに配慮して個人情報の登録なしで利用できるようにするとされています。アプリやデータを新型コロナウイルス感染症対策以外に使うことは禁じ、刑事捜査の追跡や証拠収集、企業のマーケティング活動や宣伝などへの転用は認めない上、新型コロナウイルス感染症が終息したと判断すればアプリの機能は停止させるという方針です。

情報は匿名化され、個人は特定できないとされていますが、「1 メートル以内に 15 分以上一緒にいた人」は実際の日常生活の中では限られ、個人が特定されやすいのではないかと懸念の声が上がっています。

また、アプリの悪用を避けるための対策として、ユーザーの診断情報を登録できるのは特定の行政職員のみとなっていますが、個人情報や行動経路等を行政に監視されるのではないかと心配の声も上がっています。

接触通知アプリが効果を発揮するには、6 割以上の普及率が望ましいとされていますが、既にアプリが導入された国では情報漏洩や個人のプライバシー侵害の懸念等から、普及率が 3 割に届かない国もあります。

よって、文京区議会は政府に対し、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 セキュリティに不安が残る段階では早期導入を行わないこと
- 2 導入にあたっては、情報漏洩が発生した際の補償を事前に準備すること
- 3 個人情報の取扱いについて、国民に事前に十分な説明を行い、透明化すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

少年法の適用年齢の引き下げについて慎重な議論を求める意見書（案）

2015年6月の選挙権年齢を18歳に引き下げる公職選挙法の改正を受け、法務省は2017年2月に法制審議会に対し、「少年法の年齢を18歳未満とすることの是非と非行少年を含む犯罪者に対する処遇の充実」について諮問を行い、以後現在に至るまで法制審議会の「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪処遇関係）部会」において議論が継続しています。

少年法の目的は「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずること」です。少年法では全事件を家庭裁判所で審理を行うとし、家裁調査官らが家庭環境や成育歴などを調査し、犯罪の背景を探り、審理後は少年院で更生に向けた教育や職業訓練を実施したり、社会生活に適応するための指導をしています。

平成30年度警察庁生活安全局少年課の調査報告によれば、平成30年度の全国少年検挙数は約20万6,000人で前年比8.9%の減少であり、平成21年の32万人と比較するとおよそ3分の2に減少しています。凶悪犯罪は949件から463件、粗暴犯は7,600件から3,600件といずれも半分以下になっており、少年犯罪は増加も凶悪化もしていないことが示されています。このような傾向は18歳、19歳についても同様です。このことは現行の少年法が有効に機能していることの一つの現れです。

少年法の適用年齢の引き下げについては、「国法上の統一」が必要とする意見もありますが、未成年者飲酒禁止法が示すように、民法の成年年齢の定めとはその趣旨を異にしており、民法と一致させる必要はありません。

現在、法制審議会の部会は、18歳・19歳が少年法の適用年齢から外された場合の代替的制度として、「若年者に対する新たな処分」を検討していますが、適用年齢の18歳未満への引き下げを前提とするものであり、その内容は「ぐ犯」が対象とならないことや、罰金刑の問題など多くの課題を含み、これまでと同じ効果が期待できるかは明らかでない」とされています。18歳、19歳という年齢は、就職や進学など、生活環境が変化する時期であり、挫折や人間関係に伴うトラブル等にも直面しやすい時期です。非行行為を行った少年のうち18歳、19歳の者は少年法から外れることにより環境調整や教育的関与がなされなくなります。

よって、文京区議会は政府に対し、少年法の適用年齢引き下げについては、本来の少年法の目的を外れることなく、また、国法上の統一にとらわれることなく、実態を踏まえ、若者の犯罪を減らし、よりよい社会をつくるために法はどうあったらよいかの議論を深められることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
法務大臣

宛て

種苗法一部改正案の慎重審議を求める意見書（案）

日本国内で開発された品種の海外流出防止を目的として、種苗法の一部を改正する法律案が今国会に提出されています。近年、日本の農産物の苗木や種子が国外に持ち出され、現地での栽培が広がり、格安で流通する事例なども発生しています。多額の国費を投入して開発した品種が海外で勝手に使われ、それによって日本の農家の海外の販売市場が狭められ、場合によっては、逆輸入により、国内市場も奪われかねません。

今回の改正案には、違法に海外に持ち出そうとする行為を防止するためとして、登録品種について、国内農家が収穫物の一部を次期作の種苗として使う自家増殖（自家採種）を、「原則禁止」に変え、育成権者の許諾なしに使用しないようにすることが盛り込まれています。これまで農家は登録品種であっても、育てた作物から採種や挿し木をして「自家増殖」することが認められてきましたが、それもできなくなることになり、農民の種子への権利が制限されることとなります。

農水省は、規制の対象は、全体の1割未満の登録品種に限られ、それ以外の一般品種はこれまで通り「自家増殖」でき、また登録品種の大半は公的機関が開発者で、安価な許諾料さえ払えば「自家増殖」の継続は可能と説明しています。しかし、すでに現行の種苗法の下でも、原則自由のはずの「自家増殖」が禁じられた品種は、2016年までは82種だったのが2019年には387種に急増しています。法改正で許諾制が盛り込まれれば、許諾に関する事務手続や費用負担の増加などが見込まれます。海外の大手種苗メーカーが生産した種子を、日本国内で品種登録して高額な許諾料を設定する可能性もあります。高い種子を毎年購入しなければならなくなれば、日本の農業を支える圧倒的多数の農家にとっては新たに大きな負担が発生し、農業経営等に影響を与えることが懸念され、地域の農業の衰退を招きかねない事態になります。また、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進みます。このことは、国内の生産地域や風土に根ざした多様な種子が失われていくことにつながります。

2017年制定の農業競争力強化支援法で、都道府県など公的機関が有する「種苗の生産に関する知見」を多国籍企業も含む民間企業に提供するよう求め、2018年には都道府県に優良なコメや麦の普及を義務付けた主要農産物種子法が廃止され、民間企業の種子生産参入が後押しされました。これに続き、農家の「自家増殖」が原則禁止となれば、安価で優良な種を供給する公的な種苗事業が一層揺らぎ、日本の地域農業の加速度的衰退につながる危険性があります。

さらに、種苗法は国内法のため、農家の「自家増殖」を制限しても、域外流出を止めるための有効な対策とはなりません。海外で、育成権者の知的財産権を行使するためには、外国のその国の法令にのっとり、国内育成者の権利を担保するしか無い問題もあります。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確保するため、種苗法一部改正案について、慎重審議に徹するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

農林水産大臣

衆議院議長

宛て

参議院議長